



JSG ニュースレター

台湾財政部が「所得基本税額条例」 第 12 条及び第 18 条の条文改正を予告

**(2021 (民国 110) 年 1 月 1 日より、個人の非上場・非店頭
登録・非店頭登録準備会社の株券に係る取引所得について、
個人の基本所得額へ算入が再開)**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾財政部は、2020 (民国 109) 年 6 月 29 日付で「所得基本税額条例」(以下「本条例」) 第 12 条及び第 18 条の改正草案について予告しました。[修正内容に係る主な説明](#)は以下のとおりです。

台湾財政部の説明によると、2016 (民国 105) 年 1 月 1 日以降、個人の証券取引所得に係る所得税の課税が再度停止されたものの、それと同時に非上場、非店頭登録会社の株券の取引所得を個人の基本所得額の課税対象とする体制に戻すことをしなかったため、当該取引をタックスプランニングの手段とする状況が依然存在していました。本条例により個人の所得税負担を国家財政の基礎とするという立法上の目的を達成するため、個人の非上場・非店頭登録・非店頭登録準備会社の株券に係る取引所得を個人の基本所得額に再度算入して課税する体制に戻す必要があるとのことで

す。本条例の改正手続が滞りなく進んだ場合、2021（民国110）年1月1日からの施行が予定されています。

勤業衆信の見解

台湾財政部の今般の条例改正を進める目的は、個人株主が免税扱いの株式の売却取引を利用した、配当所得に係る所得税の回避を防止することにあります。台湾所得税法第14条の3によると、個人が納税額軽減のために株式譲渡を利用している場合、税務当局は実際の取引の事実に基づき、法に則り調整を行うことができると規定されています。そのため、個人株主は、投資ストラクチャーを調整し改正後法令の適用を回避し、基本所得税の税負担軽減のために2020（民国109）年末までに株式の移転を行う必要がある場合、併せて税務機関が実質課税原則を適用し株式移転の事実を認定するというリスクの可能性についても検討する必要があります。個人の大株主は、税務コスト及び税務リスクを適切にコントロールするため、条文改正前後の状況下で基本所得税及び配当所得税がもたらす影響について専門家に分析を依頼し、適切な時期及び方法を決定し投資ストラクチャーの調整を進めることが望まれます。

 Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTLの全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2020 勤業仄信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

財政部預告修正「所得基本稅額條例」

第 12 條、第 18 條草案

(擬自 110 年 1 月 1 日起，恢復個人未上市、未上櫃且未登錄興櫃股票交易所得計入個人基本所得額)

財政部於 109 年 6 月 29 日預告修正「所得基本稅額條例」第 12 條、第 18 條草案，[主要內容說明](#)如下：

財政部說明，自 105 年 1 月 1 日起個人證券交易所得恢復停止課徵所得稅，惟未上市櫃股票交易所得未同步恢復納入個人基本所得額課稅，致其易成為租稅規劃工具之情形仍然存在，為落實本條例建立個人所得稅負擔對國家財政基本貢獻之立法目的，應恢復將個人未上市櫃股票交易所得計入個人基本所得額課稅，倘順利完成修法，預定自 110 年 1 月 1 日施行。

勤業眾信觀點

財政部推動此次修法係在防杜個人股東利用免稅之出售股權交易來規避股利所得稅，按所得稅法第 14 條之 3 規定個人如有藉股權

移轉之安排以減少納稅義務，稽徵機關得按實際交易事實依法予以調整，因此提醒個人股東如有調整投資架構之需求，為避免新法實施而考量搶在 109 年底前作股權移轉以減少基本所得稅負之際，仍宜同時考量稅務機關有可能會援引實質課稅來認定股權移轉事實之風險。建議個人大股東應諮詢專家分析在新舊稅制情況下，對基本所得稅、股利所得稅的可能影響，再決定合適的時機點及方式進行投資架構調整，以妥善管理稅務成本及稅務風險。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不对其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利